

2020/02/17
名古屋税関保税会

【NACCS 東海事務所からのお知らせ】

○ 保税蔵置場向け保税管理資料保存サービスについて

利用者様から保税台帳に利用する管理資料について「取り出し期間経過後、
どうにか取り出せる方法はありませんか？」とのお問い合わせをいただいております。

配信日を含め62日間を経過した保税管理資料につきましては、「保税管理資料保存サービス」をお申込みされていない場合、取り出しが実施できませんので、ご注意ください。

保税管理資料保存サービスのメリットを以下のページにまとめましたのでご覧ください。

【URL】 <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/docs/2020012000049/>